

霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

霧島市税条例の一部を改正する条例（平成27年霧島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、霧島市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第11条第2項の改正規定中「第8条第2項から第4項までの規定」を「第8条第2項から第5項までの規定」に改め、同条例第12条第5項の改正規定中「第8条第2項から第4項までの規定」を「第8条第2項から第5項までの規定」に改め、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「(又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「(又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「(又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「(又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条中「第2条第3号及び第4号、第33条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附則第6条第5項中「平成27年改正法附則第20条第4項に規定する」を「地方税法施行

規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式による」に改め、同条第7項の表第98条第4項の項中「平成27年改正法附則第20条第4項の規定」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

#### （提案理由）

地方税法施行規則等の改正により、番号制度、換価猶予及びたばこ税に係る手持品課税等の規定が改められたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。